

## アルバイトについての心得

アルバイトを希望する学生は、下記の条件のもとで、低学年（1～3年）は「アルバイト許可願」、高学年（4、5年）は「アルバイト届」を提出しなければならない。

- ① 教育上好ましくない仕事、危険を伴う仕事をしてはならない。
  - ・教育上好ましくない仕事とは、飲酒を伴う接客業、賭博性の高い遊技施設での作業等である  
例：バー・スナックでの接客、マージャン荘、パチンコ店での作業
  - ・危険を伴う仕事とは、高所での屋外作業、高電圧を扱う作業、劇薬を扱う作業等である。
- ② 低学年（1～3年）についての付加的条件
  - (ア) アルバイトをすることについて保護者の同意が必要である。
  - (イ) 夜9時以降の作業を必要とするアルバイトは一切禁止とする。
  - (ウ) アルバイトの時期について
    - ・1年生について・・・冬季休業前まではアルバイトを許可しない。  
冬季休業および学年末休業中のみアルバイトを許可する。
    - ・2年生について・・・長期休業中のみアルバイトを許可する。
    - ・3年生について・・・試験期間（試験開始10日前から試験終了時）を除き許可する。日数は土曜、日曜を含め週3日以内とする。
  - (エ) 学業、生活状態が不安定であると学級担任が判断した場合、アルバイトを許可しない。
- ③ アルバイトの手続き
  - (ア) 低学年について
    - ・アルバイトを希望する学生は「アルバイト許可願」を提出し、許可を受けなければならない。
    - ・「アルバイト同意書」を提出すれば、その年度内は「アルバイト許可願」の保護者の押印を必要としない。
  - (イ) 高学年について
    - ・「アルバイト届」を提出しなければならない。
- ④ 留意事項
  - ・アルバイトをすることにより、成績不振や生活の乱れに陥ったと考えられる場合には、中止を命ずることがある。
  - ・原則として、定期試験の10日前から試験終了時まではアルバイトを禁止する。